(答) 道路管理者として補償すべき義務はありません。

3. 学校関係

- 問1 次のような事例の場合、学校管理下にあてはまり補償保険の対象となりますか。
 - ① 学校の運動場が校外にある場合で、体育の授業等により、校舎から運動場に移動している際の事故
 - ② 夏季休暇中に少年団スポーツ活動、キャンプ指導講習会に学校から推薦されて 参加した生徒の事故
 - ③ 体育授業の一環として近くの山の頂上までマラソンに行く途中でケガをした。
 - ④ クラブ活動の一環として国体に教師承認の下で参加したときの事故
- (答) 本保険でいう「学校管理下」は原則として日本スポーツ振興センターでいう「学校管理下」と同じです。よって給付対象となる事故は、補償の対象となります。

以上により、設問の①、③、④については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象となり、本補償保険の対象となります。

②については、単なる推薦だけでは対象にならず、それが日本スポーツ振興センターの給付対象となるには、体育の授業やその他課外授業の一環とみなされなければなりません。このような場合、一般的には校長の承認等が必要であり、日本スポーツ振興センターが給付対象と認めて、はじめて補償保険の対象となるわけです。

- 問2 次のような場合補償保険の対象となりますか。
 - ① 学校のクラブ活動の技術指導のためのOBが練習参加中障害を被った。
 - ② 学校のクラブ活動の一環として行ったPTAとの対抗試合中におこったPTAの 事故
- (答) 問1で述べましたように学校の管理下の事故については、原則として日本スポーツ 振興センターの給付対象となる事故のみ対象となりますが、本保険では生徒以外の 者でも補償保険の対象となります。

設問の①②について、OBやPTAの参加が事前に校長によって承認されている場合は学校管理下の生徒の事故に準ずるものとして、補償保険の対象となります。

- 問3 次のような行事は学校管理下とみなされ本保険の対象となりますか。
 - ① 夏休み中にプールの利用時間を明示し、教師の監督下で希望の生徒に利用させる場合
 - ② 希望する生徒だけを対象として行うキャンプ活動
- (答) 学校管理下の行事とみなされるためには必ずしも生徒全員が参加する必要はなく希望する者だけ参加する場合でも校長の承認等によって課外活動の一環と認められれば十分です。設問の①、②においても校長が承認し、教師の監督下で行われるかぎり、日本スポーツ振興センターの給付対象となり、したがって本保険の対象となります。
- 問4 欠席児童に対する文書配布を教師が他の児童に依頼し、その児童が配布に向う途中事故にあった場合、本保険の対象となりますか。
- (答) 通常の経路方法により登下校する際の事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となります。しかし、教師からの依頼により文書配布のため、その経路をはずれた場合は問題がでてきます。一般にこのような場合は、経路をはずれた時間的間隔やその理由など具体的な事実に応じて、ケースバイケースによって給付対象の有無が決められます。よって、具体的な事故状況によって日本スポーツ振興センターの給付対象となるか否かがわかれ(多くの場合、日本スポーツ振興センター内での本部稟議事項となります。)本補償保険もその決定に従うことになります。
- 問5 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等があるが、この場合、本保険で の給付はどのようになりますか。
- (答) 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等についても本保険の対象となります。日本スポーツ振興センターに加入できる学校については、その加入の有無にかかわらず本保険の賠償額から、日本スポーツ振興センターから給付された額(もし

くは給付されるであろう額)を差し引いた額が支払われますが、設問のような学校 等については、日本スポーツ振興センターに加入出来れば給付されるであろう額は 本保険の賠償責任額から控除しません。

問6 学校開放時の事故の本保険での取扱いはどうなるのですか。

- (答) 学校開放は、児童生徒が主体的に活動できる場の一つとして開放されるわけですが、学校開放の形態としては、
 - ① 幼稚園、小学校低学年で土曜日に保護者がいない幼児児童や特別支援学校の幼児児童生徒で保護者が希望するものなどに対しては、指導員を配置し学校などにおいて必要に応じて、遊び、スポーツ、文化活動等を実施する(指導員が配置される開放)。
 - ② 通常の土曜日、日曜日あるいは、放課後に学校施設を児童生徒、地域住民に事由に開放する(指導員の付かない開放)。

が考えられます。

これらの学校開放時における事故と、総合賠償補償保険の取扱いについては、次のとおりとなります。

A. 指導員の付いた場合の学校施設開放の取扱い

(1) 賠償保険

ア 学校施設の欠陥 (瑕疵) による事故は、総合賠償補償保険の対象となります。

イ 指導員が指導、監督中の事故は、社会教育法に準拠した社会教育上の諸活動 (社会教育業務)であると考えられるので、指導員の監督責任が発生した場合 には、賠償保険の対象となります。

(2) 補償保険

上記の「(1)賠償」と同じ考え方から、補償についても社会文化活動(行事)と して補償保険の対象となります。

(町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく対象となります。)

(注) 指導員の業務は学校教育業務(学校管理下)には当たらないので「日本スポーツ振興センター」からの災害給付は支給されません。C. 補償保険における指導員の取扱いをご参照ください。

B. 指導員の付かない単なる学校施設開放の取扱い

指導員の付かない単なる学校施設の開放は、町村の主催・共催の要件(町村又は町村の委託を受けた者の管理下に有ること。)に該当しません。

(1) 賠償保険

学校施設の欠陥(瑕疵)による事故を除けば、賠償責任が発生することはほと んどないと考えられます。

万一、町村に監督責任ありということで町村に賠償責任が発生した場合には、 総合賠償補償保険の対象となります。

(2) 補償保険

補償保険の対象は町村が主催・共催する活動(行事)中の事故にかぎられます。 指導員の付かない単なる学校開放時の事故は、上記のとおり町村の主催・共催す る行事ではないため、補償保険の対象とはなりません。

C. 補償保険における指導員の取扱い

指導員自身のケガについては補償保険の対象とはなりません。

ただし、指導員の活動が社会奉仕活動として対象となる要件(①無報酬で行われる活動であること。②労力の提供がなされること。③団体あるいは町村の管理下で行われるものであること。)を満たしている場合は対象となります。

- (例) 町内会、PTA、青年団等の団体に指導員の業務を委嘱した場合など
- (注) 社会奉仕活動の要件の内、弁当代程度の礼金(実費)が支払われる程度であれば無報酬と考えられ補償保険の対象となります。
- 問7 学校給食に起因して集団食中毒が発生した場合、本保険の対象となりますか。 また、日本スポーツ振興センターから給付を受けた場合はどうなりますか。
- (答) 賠償責任保険では学校施設において提供された飲食物が感染源と特定され、町村が 賠償責任を負う場合は対象となります。

なお、日本スポーツ振興センターからの給付額は賠償額から控除されます。

補償保険では町村の賠償責任の有無にかかわらず、学校給食による食中毒は対象 となります。(学校教育業務以外の活動(行事)においては、細菌性食中毒は対象 となりません。)

児童・生徒の場合の補償の範囲は、死亡、後遺障害のみとなり、入院、通院は対

象となりません。

なお、補償保険は賠償責任保険とともに併給されます。

4. 社会体育、社会教育、社会福祉関係

- 問1 グループ団体の活動を町村の主催・共催行事として年間包括承認することができますか。
- (答) 次の3つの項目のうち1つが満されかつ町村または町村が委託した者の管理下にある行事を主催・共催とみますので、年度当初町村で対象行事・活動を決定することは可能です。
 - ① 当該行事等の企画・立案(日時・場所・スケジュール、参加者の範囲等)またはこれへの参画
 - ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
 - ③ 当該行事のための特別の運営費の支出
- 問2 「主催」の定義について次の4項目のうち1つを満たすとき主催としてみなすことができますか。
 - ① 当該行事等の企画・立案への参画
 - ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
 - ③ 運営費の支出
 - ④ 被保険者が主催者(または共催者)として開会式等であいさつを行う
- (答) ①~③のうち1つを満たすと同時に町村または町村の委託を受けた者の管理下にあることが必要です。

開会式等でのあいさつの有無は、主催、共催の要件ではありません。

- 問3 次のような場合、町主催もしくは共催の行事といえますか。
 - ① 町にある団地等のバレーボールチームと町当局とが計画を立案、実施方法を定めている場合
 - ② 町村長の承認でなく教育委員会の承認下で①のような行事を行う場合
- (答) ①については町または町の委託を受けたものの管理下にある場合は、町主催・共催 の行事といえます。
 - ②の町村長の承認については、包括的なものでよく、実質的に所管の担当部局 (教育委員会等)の長の承認で結構です。
- 問4 次のような場合、町主催もしくは共催のスポーツ行事といえますか。
 - ① 町村が子供会と共同主催してある大会を開催し、その管理を町村がPTA代表に委託し、その代表が受託した場合
 - ② すべて体育振興会などに下請代行させて行う行事(その行事に補助金を出したり体育指導員を派遣させたりしている場合)
- (答) ①については、町が企画・立案に参画していれば共催行事といえます。
 - ②については、町が主催すべきものを体育振興会に委託する旨が文書で明記されている場合は、町のスポーツ行事実施機関であると考えられるので、町主催の行事といえます。
- 問5 複数の市町村主催のスポーツ大会は本保険の対象となりますか。
- (答) 主催の要件を満たす場合には、対象となります。この場合の保険は、開催市町村の 保険または、当該被災住民の所属する町村の保険いずれかを選択できます。
- 問 6 国民体育大会の開催地町村または周辺町村から住民がボランティアとして国民体育大会行事に参加した中で、傷害事故が発生した場合補償保険の対象となりますか。

- (答) 全国的規模のスポーツ行事については、大会を共催している町村の住民のみを対象 としていますが最近の国民体育大会の運営のあり方、町村の対応等により、国民体 育大会のボランティアについても、要件を満たす社会奉仕活動については、本保険 の対象となります。
- 問7 県体育大会、郡体育大会に出場する町村住民がケガをした場合本保険の対象となりますか。
- (答) 町が県体育大会、郡体育大会について共催しているという文書が存在し、かつ町又 は町の委託したものの管理下において行事が行われていれば共催として対象となり ます。この場合の保険は、開催地町村の保険または、当該被災住民の所属する町村 の保険いずれかを選択して結構です。
- 問8 体協が主催、町村後援でスポーツ行事を実施した時の事故は本保険の対象となりますか。
- (答) 後援はあくまで名義貸しですので、主催、共催の要件を満たさないかぎり対象となりません。「問4」を参照してください。
- 問9 町村主催の行事等の実施のため練習中の事故は本保険の対象となりますか。
- (答) 主催者が練習の日時、場所等を事前に指定し、体育指導員や町が委託した者の管理 下にある場合は、対象となります。
- 問10 町村が魚つり大会を実施した場合、本保険の対象となりますか。
- (答) 主催の要件を満たしたものであれば魚つり大会も町村の行事として、本保険の対象 となります。

- 問11 町村の野球チームが官公署野球大会に出場し、ケガをした場合は本保険の対象となりますか。
- (答) 補償保険については、特約書第19条のアマチュアスポーツ団体管理下とみなされ、 本保険の対象となりませんが、町村所有の施設で行われ、その施設の欠陥で事故が おこった時は賠償保険の対象となります。
- 問12 国・県・民間等所有の施設を町村が管理するときは、対象施設とみなしますか。
- (答) 本保険で対象とする施設は町村が所有・管理・使用するものであります。したがって、町村が管理していれば本保険の対象施設となります。
- 問13 町村等の業務のなかでドローンを使用します。ドローンの操作ミス等により、通行人にケガをさせた場合や住民等の第三者の財物を損壊させた場合、本保険の対象となりますか。
- (答) 町村等に法律上の賠償責任が発生した場合は、本保険の賠償責任保険の対象となります。ただし、本制度の保険対象外の業務においてドローンを使用した際の事故は対象とはなりません。具体的には、「消防、救急、治安または災害救助の業務」が保険対象外の業務になりますので、注意してください。

また、ドローンそのものの損害については、本保険の対象外となります。

- 問14 その他業務において、自治体業務にかかわる政策・事業または事務の、企画・立 案または策定に起因する賠償責任は免責(対象外)となっていますが、具体的に どのようなことをいうのですか。
- (答) 政策・事業および事務の企画、立案、策定の瑕疵を理由とした請求はこの制度の対象外となります。

具体的には、町が特定の産業を振興を推進するという政策を企画したことに関して、住環境が悪化して病気になったとの訴えや、橋を設置しなかったために子供が

川を渡りそのことで事故にあった、などによる賠償責任が対象外となります。

- 問15 「放課後子どもプラン」など、児童館等町村の所有・管理・使用している施設で、 学校終了後、カギッ子対策等要措置児童・生徒を対象に保育業務を実施している 場合、本保険の対象となりますか。
- (答) 「放課後子どもプラン」に関しては、原則、「学校管理下」には該当しません。町村 (教育委員会) の管理下、または、町村から委託された者の管理下においてなされ ているものであれば、対象になります。(賠償保険、補償保険いずれも対象になり ます。)

ただし、学校教育業務・社会奉仕活動を除いて、補償保険は「行事」が対象となります。恒常的に実施される業務は、補償保険の対象外となりますので、ご注意ください。(P58参照)

- 問16 (公財) 日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度と本保険との関係はどうなりますか。
- (答) 日本消防協会共済制度の損害賠償死亡・傷害一時金が適用になる事故で本賠償保険 と競合する場合は、まず共済制度を適用し、本保険の「賠償保険」はその上乗せと なります。

日本消防協会の災害補償、療養補償、休養補償と本保険の「補償保険」とは併給されます。

- 問17 自主組織で運営する災害緊急時のボランティア活動等も町村長等の事前の承認が 必要ですか。
- (答) 緊急性をともなうボランティア活動の場合は、その都度、町村長等の事前の承認を得る必要はなく、当該活動全般(発動要件や活動者の名簿)を包括的に承認していれば、対象となります。

- 問18 子どもたちが避難できる緊急避難場所として、地域住民がボランティアを行っている「こどもを守る110番の家」の活動中に、傷害を被る事故を生じた場合、対象となりますか。
- (答) 社会奉仕活動の定義 (P61) をすべて満たしていれば、社会奉仕活動に該当します。したがって、町村の依頼による社会奉仕であることが確認できる場合や活動参加者が名簿等で確認できる場合は、補償保険の対象となります。

なお、児童が負傷した場合についても、通常の通学路上でのケガとして、死亡、 後遺障害が対象となります。

- 問19 町村等主催の行事に参加中の住民が熱中症となった場合、本保険の対象となりますか。
- (答) 町村等主催の行事中に参加者が、熱中症の症状になった場合は急激性や偶然性が ないと考えられるため補償保険の対象とはなりません。ただし、学校管理下の場合 は補償保険の対象となります。

なお、室内での行事中に突然空調が故障した等市の管理実態に不備があり、町村等の賠償責任が認められる場合には、町村等の責任部分について本保険の賠償責任保険で対象となります。

5. 予防接種関係

- 問1 A保険(予防接種賠償責任保険)において甲町の住民が、乙村で予防接種を受けて事故がおきた場合どちらの保険が適用になりますか。
- (答) 甲町から乙村への委託契約書があっても法律上の賠償責任は予防接種を実施した乙村が負うため、乙村の保険が適用になります。仮に委託契約中に乙村にかわって甲町が責任を負担する旨の契約があっても賠償責任保険普通保険約款第4条®の規定により保険上は対象外となります。